

2026年1月から3月の契約締結状況表

[一般競争入札]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2026/3/30	2026年度 地層処分展示車等を活用した業務等の運営補助	2026.4.1~2027.3.31	1式	㈱東北新社	82,905,856	

[指名競争入札]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2026/2/9	2025年度地層処分関連 電話問合せ対応業務	2026.2.9~2026.3.31	1式	㈱NTTネクシア	4,425,394	

[企画競争]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
	該当なし					

[公募]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
	該当なし					

[随意(特命)]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2026/1/30	2025年度対話型全国説明会に係る事前告知広告(Yahoo!)	2026.1.30~2026.2.8	1式	LINEヤフー㈱	2,200,000	会計規程第21条第4項
2026/2/25	ACS(Advanced Corrosion Study)プロジェクト	2026.2.25~2026.3.31	1式	National Cooperative for the Disposal of Radioactive Waste (Nagra)	60,000CHF(スイスフラン)	技術協力協定に基づく共同研究
2026/3/25	CFM(Colloid Formation and Migration)プロジェクト	2026.3.25~2027.3.31	1式	National Cooperative for the Disposal of Radioactive Waste (Nagra)	80,000CHF(スイスフラン)	技術協力協定に基づく共同研究
2026/3/26	文書管理システムの維持管理・運用	2026.4.1~2027.3.31	1式	東京レコードマネジメント㈱	11,814,000	会計規程第21条第4項
2026/3/27	2026年度地層処分関連 電話問合せ対応運営業務	2026.4.1~2027.3.31	1式	㈱NTTネクシア	24,210,700	会計規程第21条第4項
2026/3/30	NUMO寿都交流センター及び寿都町移住促進センター清掃業務	2026.4.1~2027.3.31	1式	㈲コミュニティーサービス	2,036,903	会計規程第21条第5項

[重要な契約変更]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2026/1/19	高レベル放射性廃棄物の地層処分に係るメディア広報関連業務	2025.5.29~2026.3.27	1式	㈱博報堂	675,406,932	契約後の契約額が5,000万円を超える
2026/1/30	閉塞実証試験用ベントナイトペレットの製造とコーティング	2025.6.25~2026.5.22	1式	清水建設㈱	54,780,000	変更後の契約期間の完了日が変更前の完了日と異なる事業年度
2026/3/3	ボーリング孔の閉塞技術に係る実証試験	2023.10.2~2026.9.30	1式	National Cooperative for the Disposal of Radioactive Waste (Nagra)	1,163,157.5CHF(スイスフラン)	変更後の契約期間の完了日が変更前の完了日と異なる事業年度
2026/3/6	テレビCM及び公共交通機関における車内・駅構内広告の実施	2025.11.14~2026.3.30	1式	㈱博報堂	517,721,970	契約後の契約額が5,000万円を超える

会計規程(抜粋)

第21条第4項

機構は、前3項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合においては、随意契約によるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- (2) 緊急の必要により競争に付することができないとき。
- (3) 競争に付することが不利と認められるとき。

第21条第5項

機構は、前項に規定する場合のほか、予定価格が少額るとき、その他機構の事業運営上特に必要がある場合においては、随意契約によることができる。

契約事務実施細則(抜粋)

第52条第1項

規程第21条第4項第1号の規定により、随意契約により契約を締結する場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 特許法、実用新案法又は意匠法による権利を行使する行為に係る契約であって、これらの権利を有する者と締結しなければ、契約の目的を達することができないとき。
- 二 特定の設備、技術若しくは技能を有する者又は特定の販売業者と契約をしなければ、契約の目的を達することができないとき。
- 三 電気、ガス等の事業者と電気、ガス等の供給を受けるために必要な設備の工事を目的とする契約をするとき。
- 四 前各号の一に該当する場合のほか、契約の性質又は目的が競争を許さないとき。

第52条第2項

規程第21条第4項第3号の規定により、随意契約により契約を締結する場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 現に契約を履行中の工事、製造又は物品の買入れに直接関連する契約を、現に契約を履行中の契約者以外の者に行わせることが不利と認められたとき。
- 二 物件の据付、改造又は修理に関する契約を当該物件を製造し、又は納入した者以外の者に行わせることが不利と認められるとき。
- 三 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき。
- 四 すみやかに契約をしなければ、著しく不利な価格で契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。
- 五 前各号の一に該当する場合のほか、競争に付することが不利と認められるとき。

第53条第1項

規程第21条第5項の規定により、随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 予定価格が500万円を超えない工事又は製造の請負
- 二 予定価格が500万円を超えない物件の買入れ
- 三 予定価格が150万円を超えない物件の売却
- 四 予定賃借料の年額又は総額が500万円を超えない物件の借入れ
- 五 予定賃借料の年額又は総額が200万円を超えない物件の貸付け
- 六 工事又は製造の請負、物件の売買及び賃借以外の契約で、その予定価格が200万円を超えない契約

- 七 国及び地方公共団体その他の公法人との契約
- 八 運送又は保管に関する契約
- 九 設計、測量、試験又は調査に関する契約
- 十 競争に付しても入札者がいないとき又は再度入札をしても落札者がいないとき
- 十一 落札者が契約を締結しないとき
- 十二 別に定める公募を行った結果、応募者が単独であるとき
- 十三 別に定める企画競争によって契約先候補者を選定したとき
- 十四 機構の事業運営上特に必要があると認められるとき